

大阪市告示第1113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

IKEA鶴浜

大阪市大正区鶴町二丁目125番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ペトラ・ファーレ

千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物屋上	650台
建物4階	700台
建物3階	700台
合計	2,050台

(変更後)

位置	収容台数
建物屋上	411台

建物 4 階	724 台
建物 3 階	736 台
合 計	1, 871 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
敷地北東側	535 台

(変更後)

位置	収容台数
敷地北東側	187 台

(4) 変更年月日

令和 9 年 3 月 28 日

2 届出年月日

令和 8 年 7 月 27 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 8 年 8 月 18 日 (火) から 令和 8 年 12 月 18 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 12 月 18 日 (金)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)